

## 内水面漁場計画および増殖指針の作成について

### 1 内水面漁業権切り替えの概要

#### (1) 漁業権の種類

漁業権は行政庁の免許により一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利で、定置、区画、共同の3種がある。このうち、本件の内水面で免許しているのは共同漁業権で、以下の2種類が該当する。

- ア 第1種共同漁業権：貝類など定着性の水産動植物を対象とした、漁民による保護培養と自主的漁場管理が必要な漁業。
- イ 第5種共同漁業権：内水面において営まれる漁業で、第1種共同漁業権以外のもので、稚魚又は親魚の放流、産卵場造成、汲み上げ・汲み下げ放流等の積極的人為手段による増殖行為が義務づけられている。

#### (2) 本県の免許状況（別紙1）

本県においては、第1種共同漁業権は多摩川下流域において餌虫（えむし）漁業、しじみ漁業を対象として2件免許されている。また、第5種共同漁業権はあゆ、やまめ漁業等を対象として5河川（水系）、1湖沼で免許されている。

#### (3) 免許の存続期間

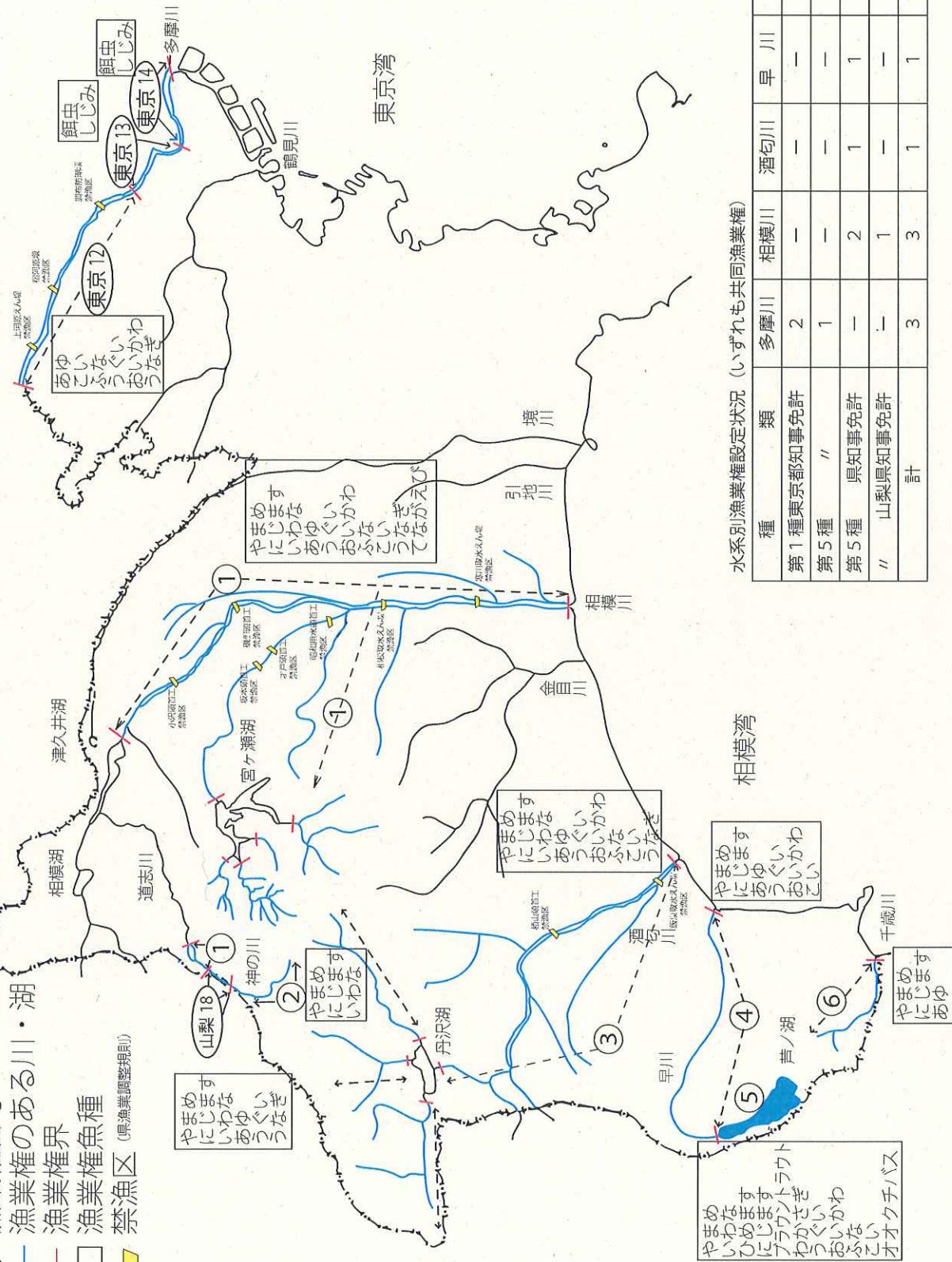
共同漁業権の存続期間は10年であり、令和5年8月31日に本県内水面における共同漁業権が期間満了となるため、新たに漁業権を免許する。

#### (4) 免許制度及び主な手続き

- ア 漁業権の免許にあたり、都道府県知事は5年ごとに内水面漁場計画を定める（法第67条）。
- イ 内水面漁場計画は内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定されていること、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときはおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）が設定されていることが必要とされる（法第63条）。
- ウ 都道府県知事は内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴かなければならず、聴取した意見を検討し、その結果を公表する（法第64条）。
- エ 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない（法第64条）。
- オ 内水面漁場管理委員会は、内水面漁場計画の案に意見を述べようとするとき、公聴会を開き、利害関係人等の意見を聴かなければならない（法第64条）。
- カ 都道府県知事は、増殖方法および増殖規模等を内容とする増殖指針について作成し、免許の可否の基準として別途公表する。
- キ 切り替えまでの流れは別紙2のとおり。

漁業権番号のあり業権界  
漁業権区 (県漁業課)

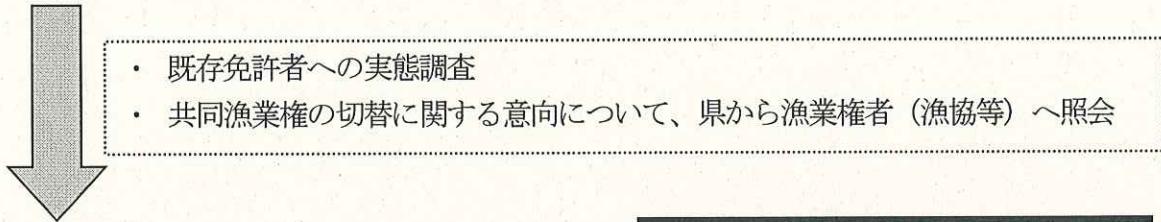
# 圖全權業漁水面內堺奈川神



| 種類         | 多摩川     | 相模川 | 酒匂川 | 早川 | 千歳川 | 声ノ瀬 | 計  |
|------------|---------|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 第1種東京都知事免許 | 2       | —   | —   | —  | —   | —   | 2  |
| 第5種        | 1       | —   | —   | —  | —   | —   | 1  |
| 第5種        | 県知事免許   | —   | 2   | 1  | 1   | 1   | 6  |
| //         | 山梨県知事免許 | —   | 1   | —  | —   | —   | 1  |
| 計          | 3       | 3   | 1   | 1  | 1   | 1   | 10 |

## 共同漁業権の免許設定までの流れ（内水面：神奈川県知事免許）

漁業協同組合及び連合会の意向及び漁業実態等の調査 (令和3年8月～令和4年8月)



**漁場計画案作成  
(委員会へ協議)**

- 漁業種類及び名称、漁場の位置及び区域、時期等免許の内容たるべき事項
- 免許予定日、申請期間、関係地区

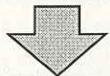
委員会にて審議(令和4年8-11月)

- 
- 河川管理者との協議
  - 隣接都県との協議
  - (新)利害関係人への意見聴取と結果公表

※内水面漁場管理委員会のスケジュール

- 第1回(8月)：共同漁業権概要、漁場計画(素案)、増殖指針(素案)の説明
- 第2回(9月)：増殖指針(素案)審議
- 第3回(10月)：漁場計画(素案)審議
- 第4回(11月)：漁場計画(素案)、増殖指針(案)審議
- 第5回(12月)：(保留案件審議)

県が作成した「漁場計画(案)」について知事が漁場管理委員会へ諮問 (令和5年1月)



県の諮問に対し答申するため公聴会開催、知事へ答申 (令和5年2月)



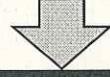
漁場計画・増殖指針の公示（免許の3か月前まで） (令和5年3月)



免許・遊漁及び行使規則申請(免許希望者→知事) (令和5年5月)



申請者の適格性、遊漁規則等について、知事が委員会へ諮問 (令和5年6月)



県の諮問に対し、適格性、遊漁規則等を審査し知事へ答申 (令和5年7月)



免許又は不<sup>免</sup>許 (令和5年9月1日免許)